

韓国における使用済み電気・電子機器の排出量の推計 及び再活用義務実績の考察

金小瑛

キーワード：使用済み電気・電子機器、EPR 制度、排出台数、再活用の義務量及び実績、自治体

1. 研究の背景と目的

韓国は 2003 年から拡大生産者責任制度（EPR 制度）を実施している。EPR 制度とは、使用後の段階にまで生産者の責任を拡大する政策アプローチである。韓国には、EPR 制度の運営や成果の評価の元になる、各年度の使用済み電気・電子機器の排出台数における公式なデータが存在しない。そのため、EPR 制度により使用済み電気・電子機器の回収や再活用がどのくらい進んでいるのかが明確に把握できない。特に、電気・電子機器の生産者に課している再活用義務量を巡って議論が多い。本稿では、韓国において使用済み電気・電子機器がより適切に再活用されるように、EPR 制度の検討の基礎になる使用済み電気・電子機器の排出台数を明らかにする。従って、独自の推計に基づき、EPR 制度の再活用義務量の算定方式と EPR 制度の再活用実績値を考察する。さらに、本研究で明らかにした点に基づき、EPR 制度の問題点に対する改善策を提案することを目的とする。

2. 研究の方法

韓国における使用済み電気・電子機器の排出台数の推計に関する先行研究をレビューし、今後の推計研究の課題を導く。推計研究の課題として取り上げた幾つかの条件を満たすバランスモデル（Balance Model）を用いて、使用済み電気・電子機器の排出台数を推計する。その独自に推計した使用済み電気・電子機器の排出台数に基づいて、EPR 制度における再活用義務量の決定方式の妥当性を検証する。また、使用済み電気・電子機器の排出台数に基づいて、EPR 制度の再活用の実績値を考察する。

3. 結果

韓国における使用済み電気・電子機器の排出台数を明らかにし、EPR 制度の再活用義務量及び実績値を考察した結果、二つのことが明らかになった。第一に、各年度における、使用済み電気・電子機器の排出台数と電気・電子機器の出荷台数の経年変化を比較した結果、新規購入の場合は、両者に数量的な相違がみられたが、買換えの場合においては、両者に数量的な相違が大きくないことが分かった。すなわち、EPR 制度の対象品目のうち、コピー機、ファクス、プリンター、キムチ用冷蔵庫のように普及率が低い新規購入の品目は、出荷台数が排出台数より多い。従って、EPR 制度のように出荷台数に基づいて再活用の義務量を算定すると、排出台数に基づいて再活用義務量を算定するより、義務量が多くなる。一方、冷蔵庫、ブラウン管式テレビ、洗濯機のような買換えの品目においては、両者の再活用義務量には大きい差がないことが明らかになった。第二に、2006 年度の使用済み電気・電子機器の排出台数に基づいて、各品目における EPR 制度の再活用実績値を算定した結果、テレビは排出台数のうち 37.7%が、洗濯機は 38.3%、冷蔵庫 26.7%、エアコン 2.2%、携帯電話 29.5%が EPR 制度によって再活用されたことが明らかになった。

4. 結論

本研究を通して、EPR 制度における二つの問題及び改善策を挙げる事ができた。第一に、EPR 制度を評価・改善していくためには、より精度の高い排出台数の推計が必要である。そのためには、排出台数の推計に必要な統計データを揃えるための制度が必要である。第二に、使用済み電気・電子機器の排出台数の大半が EPR 制度以外のルートに流れていることが分かり、使用済み電気・電子機器をより適切に再活用するためには、回収段階で自治体と EPR 制度の協力が求められる。